

平成二十年二月二十九日受領
答弁第一〇五号

内閣衆質一六九第一〇五号

平成二十年二月二十九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員江田憲司君提出九三四二キロの高速道路の整備計画に係る「抜本の見直し区間」に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出九三四二キロの高速道路の整備計画に係る「抜本的見直し区間」に関する
質問に対する答弁書

一について

御指摘の「抜本的見直し区間」については、「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて」（平成十五年十二月二十二日政府・与党申し合わせ）において、近年の経済社会状況や交通量実績等を反映し、厳しく将来交通量を精査するとともに、費用対便益に加え、採算性やその他外部効果を含めた厳格な評価の結果を踏まえ、高速自動車国道の整備計画の区間について、五区間百四十三キロメートルの「抜本的見直し区間」を設定したものである。

このうち、①北海道縦貫自動車道の士別市から名寄市までの区間、②北海道横断自動車道の足寄町から北見市までの区間及び③中国横断自動車道の米子市から米子市までの三区間百八キロメートルについては、構造・規格の見直し等により、これらの区間の整備計画における概算事業費の二十パーセント程度となる約三百五十億円のコストの削減を図ることとし、当面、①及び②のうち緊急に整備すべき区間について着工し、その他の区間は当面着工しないこととした。

また、④近畿自動車道の天津市から城陽市までの区間及び⑤近畿自動車道の八幡市から高槻市までの二区間三十五キロメートルについては、構造・規格の見直し等により、これらの区間の整備計画における概算事業費の三十五パーセントを超える約三千八百億円のコストの削減を図ることとし、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めて事業の着工について判断することとし、それまでは着工しないこととした。

これらの見直しについては、平成十八年二月七日の第二回国土開発幹線自動車道建設会議（以下「第二回国幹会議」という。）において報告されたところである。

二及び三について

平成十九年十一月十三日に国土交通省が発表した「道路の中期計画（素案）」（以下「中期計画」という。）においては、真に必要な道路整備を計画的に進めるため、今後の具体的な道路整備の姿を示すものとして必要な事業量を明示したものであり、計画期間である十年間で整備する個別具体の道路を位置付けておらず、また、中期計画においては、お尋ねの「抜本の見直し区間」五区間の事業量も定まっていない。

四について

一についてで述べた④及び⑤の区間については、第二回国幹会議で報告されたとおり、「主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めて事業の着工について判断することとし、それまでは着工しない」としており、現時点で、その方針について変更はない。

五について

中期計画においては、真に必要な道路整備を計画的に進めるため、今後の具体的な道路整備の姿を示すものとして必要な事業量を明示したものであり、計画期間である十年間で整備する個別具体の道路を位置付けているものではない。